

受験者の皆様へ

鳥取地方検察庁 業務説明会

【1回目】**6/20**(金)

午後1時30分～午後4時

【2回目】**6/23**(月)

午後1時30分～午後4時

鳥取地検で働こう!!



鳥取地方検察庁の若手職員

【場所】鳥取地方検察庁 鳥取市西町3丁目201番地

【対象】2025年度国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験) 受験者

【参加申込み】メールで予約 5/12(月)午前9時～6/18(水)午後5時

宛先: ppo32-saiyo1.db3@i.moj.go.jp

件名: 「個別業務説明会事前予約」+氏名(フルネーム)

本文: (1)氏名(よみがな) (2)連絡用メールアドレス

(3)連絡先電話番号 (4)希望回(第2希望まで)

【説明会概要】

- ・業務内容説明
- ・庁舎内見学(取調べ室、証拠品倉庫など)
- ・検察官・事務官との座談会
- ・個別質問

たくさんの参加
待ってるよ!

鳥取地検の広報キャラクター
「とっとりチキン」



検察庁は、検察官が行う事務を統括する機関であり、犯罪を捜査して、起訴・不起訴などの処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督します。

検察庁には、「検察官」と「検察事務官」が配置されており、検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査・公判に携わるほか、逮捕状による逮捕、罰金の徴収や総務・会計の事務など様々な業務を行います。

良好なコミュニケーション

良好な職場環境

鳥取地方検察庁は、管内にある倉吉支部・米子支部を含めて総勢約80名という小規模庁ですが、それゆえ、職員同士で良好なコミュニケーションが図れており、和気あいあいとした雰囲気です。また、重要案件等が発生した場合は、全庁体制で職員が一致団結して対応に当たるとともに、各課室が相互支援を行うなど、庁全体として良好な関係が築けています。

鳥取地方検察庁

の魅力

ワークライフバランスが充実

鳥取地方検察庁では、ワークライフバランスの推進として、超過勤務の縮減、年次休暇や男性職員の育児休業の取得の促進などの取組に力を入れています。その成果として、令和6年度における1人当たりの超過勤務の平均時間は月約6.2時間、年次休暇の平均取得日数は約18日、過去3年間における職員の育児休業の取得率は100%となっています。

【お問い合わせ先】

鳥取地方検察庁事務局総務課 平日: 午前9時から午後5時 前田・衣笠
TEL 0857-22-4171 (代表)

鳥取地方検察庁
ホームページはこちら



検 察 事 務 官 の 仕 事

検察庁の組織は、主に以下の3部門から成り立っており、検察事務官も、この3部門のいずれかに配置され、異動により各部門で勤務することになります。

捜査・
公判部門

窃盗・殺人などを始めとしたあらゆる刑事事件の捜査、
裁判所への公訴の提起やその裁判の立会などを行う部門

検務部門

警察などから送られてくる刑事事件（事件記録・証拠品）の
受理、裁判で言い渡された懲役刑・罰金刑の執行手続などの
刑事手続に関連して生じる様々な事務を行う部門

事務局部門

捜査・公判部門、検務部門などの事務が円滑・適正に行われるよ
う、総務・人事・会計などの事務を行う部門

捜査・
公判部門

検務部門

事務局部門

1、2年の周期で異動し、様々な事務を
経験できるため、自分に合った進路を見
つけることができます

Q 検察と警察の違いは？

犯罪を捜査するという点では検察も警察も同じですが、警察は捜査した事件を検察官に送らなければなりません。

検察庁では、警察から送られてきた事件について検察官が捜査を行い、被疑者（犯人）について公訴を提起（起訴）するかしないかの処分を決定します。また、公訴提起した事件については、裁判に立ち会って、裁判官に適正な判決を求めます。

採 用 後 の 処 遇

◎給 与 採用当初は行政職（一）の俸給（基本給）が支給

→概ね1～5年後、公安職（二）の俸給が支給（**行政職（一）よりも俸給月額が高い**）

期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）、通勤手当・住居手当等の諸手当も支給あり

◎勤務地 **基本的に採用された地方検察庁及びその支部内での異動**

職員の能力の向上や組織の活性化を図るため、広島高等検察庁管内の他の地方検察庁への異動や、
本人の希望や能力に応じて、法務本省・最高検察庁・高等検察庁といった上級庁への異動もあり

※他省庁への人事交流もあり

◎検察官への任官 検察事務官として採用後、副検事選考試験に合格すれば、**副検事に任官することが可能**

副検事に任官後、検察官特別考試に合格すれば、**検事に任官する道も**

Q 法律科目を勉強したことがなくても大丈夫？

検察庁では、以下のように、研修制度が充実しており、これらの研修を通じて、**法律科目の勉強経験がなくても一から法律知識を身に付けることができるので、安心してください。**

初等科研修（約30日間）・・・採用1年目、憲法・刑法・刑事訴訟法等の法律科目など

中等科研修（約30日間）・・・採用3～5年目、上記法律科目、捜査公判実務など

専修科研修（約40日間）・・・採用7～9年目、上記法律科目、捜査公判実務、簿記など

先 輩 か ら の メ ッ セ ー ジ



私は、現在、捜査公判部門で立会事務官として勤務しています。主に検察官の取調べの立会や捜査、公判に必要な書類の作成、検察官のスケジュールの把握等、検察官の業務のサポートをしています。様々な業務に携わるので、日々知識の蓄積をできるのも業務の魅力だと感じています。また、実際に業務に携わると分からないこともありますが、周りの方々の支えがあり、安心して業務に取り組んでいます。検察庁や検察事務官に少しでも興味のある方は業務説明会へ足を運んでいただけたら嬉しいです。

（捜査官室所属・令和6年採用）